

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

平成22年3月23日

規則第206号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成22年久喜市条例第205号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める開発行為)

第2条 条例第2条の規則で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号に掲げる開発行為
- (2) 条例第5条第1項第4号及び第8号に掲げる開発行為
- (3) 住宅の建築を目的として造成された土地のうち、市長が指定した区域内で行う開発行為
- (4) 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成15年埼玉県条例第48号）の施行の日（平成15年6月1日）以後に区画の変更のない土地において行う開発行為であって、当該土地の区画の変更を行わないもの

(条例第5条第1項第3号の規則で定める建築物)

第3条 条例第5条第1項第3号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場でその延べ床面積が100平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）
- (2) 事務所でその延べ床面積が100平方メートル以内のもの

(条例第6条第4号の規則で定める場合)

第4条 条例第6条第4号の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 生活の困窮その他の生活環境の著しい変化のため、その住居の移転を余儀なくされた場合

(2) 事業を営む者が、経営の状況が悪化したことにより、当該事業を継続することが困難となった場合

(条例第6条第4号イの規則で定める建築物)

第5条 条例第6条第4号イの規則で定める建築物は、次の表の左欄に掲げる建築物に対応する同表の右欄に掲げる建築物とする。

現に存する建築物	用途が類似する建築物
工場	倉庫
住宅（他の用途を兼ねるもの）	住宅（他の用途を兼ねないもの）
法第29条第1項第2号に規定する建築物	現に存する建築物と建築基準法（昭和25年法律第201号）第87条にいう建築物の用途の異なる建築物
法第43条第1項の許可を受けて建築された建築物	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成16年久喜市規則第7号）又は埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則（平成15年埼玉県規則第88号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和6年3月29日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。